

V. 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	平成30年度	経過措置 による 不算入額	令和元年度
コア資本にかかる基礎項目			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	8,142		7,770
うち、出資金及び資本準備金の額	2,366		2,422
うち、再評価積立金の額	－		－
うち、利益剰余金の額	5,960		5,446
うち、外部流出予定額	△165		△47
うち、上記以外に該当するものの額	△18		△51
コア資本にかかる基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1		4
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	1		4
うち、適格引当金コア資本算入額	－		－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－		－
うち、回転出資金の額	－		－
うち、上記以外に該当するものの額	－		－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本 調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45％に相当する 額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	190	152	
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	8,335	7,927	
コア資本に係る調整項目			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	0	－	0
うち、のれんに係るものの額	－	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0	－	0
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－	－
適格引当金不足額	－	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－	－
前払年金費用の額	－	－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－	－
特定項目に係る10％基準超過額	－	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－	－
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	0		0
自己資本			
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	8,334		7,927
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額	47,652		47,310
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	847		847
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービ シング・ライツに係るものを除く。）	－		
うち、繰延税金資産	－		
うち、前払年金費用	－		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	0		－
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	847		847
うち、上記以外に該当するものの額	－		－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額	4,839		4,684
信用リスク・アセット調整額	－		－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－		－
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	52,492		51,994
自己資本比率			
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	15.87%		15.24%

(注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
- 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

項 目	平成30年度			令和元年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a'	所要自己 資本額 b=a'×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
現金	－	－	－	445	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,001	－	－	701	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	3,540	－	－	3,771	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－
金融機関及び第一種 金融商品取引業者向け	94,682	18,936	757	93,247	18,649	745
法人等向け	603	445	17	532	420	16
中小企業等向け及び個人向け	680	379	18	630	350	14
抵当権付住宅ローン	2,234	778	21	2,122	739	29
不動産取得等事業向け	－	－	－	－	－	－
三月以上延滞等	30	20	0	69	91	3
取立未済手形	－	－	－	7	1	0
信用保証協会等保証付	5,227	515	20	5,235	517	20
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
共済約款貸付	1	－	－	－	－	－
出資等	299	299	11	299	299	11
（うち出資等のエクスポージャー）	299	299	11	299	299	11
（うち重要な出資のエクスポージャー）	－	－	－	－	－	－
他の金融機関等の対象資本調達手段	8,329	20,824	832	－	－	－
特定項目のうち調整項目に算入されないもの	－	－	－	－	－	－
上記以外	5,165	4,606	184	12,901	25,392	1,015
（うち他の金融機関等の対象資本等調 達手段のうち対象普通出資等及びその 他外部TLAC関連調達手段に該当する もの以外のものに係るエクスポージャー）	－	－	－	－	－	－
（うち農林中央金庫又は農業協 同組合連合会の対象普通出 資等に係るエクスポージャー）	－	－	－	8,350	20,877	835
（うち特定項目のうち調整項目に算入さ れない部分に係るエクスポージャー）	－	－	－	－	－	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を 超える議決権を保有している他の金融 機関等に係るその他外部TLAC関連 調達手段に関するエクスポージャー）	－	－	－	－	－	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を 超える議決権を保有していない他の 金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上 回る部分に係るエクスポージャー）	－	－	－	－	－	－
（うち上記以外のエクスポージャー）	－	－	－	4,550	4,514	180
複数の資産を裏付とする資産 （所謂ファンド）のうち、個々 の資産の把握が困難な資産	－	－	－	－	－	－
証券化	－	－	－	－	－	－
（うちSTC要件適用分）	－	－	－	－	－	－
（うち非STC適用分）	－	－	－	－	－	－
再証券化	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が 適用されるエクスポージャー	－	－	－	－	－	－
（うちルックスルー方式）	－	－	－	－	－	－
（うちマナデート方式）	－	－	－	－	－	－
（うち蓋然性方式250%）	－	－	－	－	－	－
（うち蓋然性方式400%）	－	－	－	－	－	－
（うちフォールバック方式）	－	－	－	－	－	－

項 目	平成30年度			令和元年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a'	所要自己資本額 b' = a' × 4 %	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	－	847	33	－	847	33
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (Δ)	－	－	－	－	－	－
上記以外	－	－	－	－	－	－
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	121,796	47,652	1,906	119,965	47,310	1,892
CVAリスク相当額 ÷ 8 %	－	－	－	－	－	－
中央清算機関関連エクスポージャー	－	－	－	－	－	－
合計(信用リスク・アセットの額)	121,796	47,652	1,906	119,965	47,310	1,892
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
	a		b = a × 4 %	a		b = a × 4 %
	4,839		193	4,684		187
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
	a		b = a × 4 %	a		b = a × 4 %
	52,492		2,099	51,994		2,079

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{＜オペレーショナル・リスク相当額を8\%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞}}{\text{(粗利益(正の値の場合に限る)×15\%)の直近3年間の合計額}} \div 8\%$$
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R & I)
株式会社日本格付研究所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (M o o d y 's)
S & P グローバル・レーティング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注)「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャー
期末残高

(単位：百万円)

項 目		平成30年度				令和元年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち		三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち		三月以上延滞エクスポージャー
			貸出金等	うち債券			貸出金等	うち債券	
国	内	121,796	13,463	2,002	30	119,965	13,506	701	69
法 人	農 業	26	26	—	—	35	35	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	0	—	—	—	0	—	—	—
	金融・保険業	103,108	1,077	1,000	—	101,681	1,098	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	230	12	0	—	226	8	—	—
	日本国政府・地方公共団体	3,473	2,471	1,001	—	3,173	2,472	701	—
	上 記 以 外	1,644	1,640	—	5	1,804	1,796	—	52
個 人		8,242	8,235	—	25	8,095	8,095	—	16
そ の 他		5,071	—	—	0	4,949	—	—	—
業 種 別 残 高 計		121,796	13,463	2,002	30	119,965	13,506	701	69
残 存 期 間 別 残 高 計	1 年 以 下	95,007	323	1,301		93,923	275	400	
	1 年 超 3 年 以 下	1,322	621	701		884	583	300	
	3 年 超 5 年 以 下	811	811	0		825	825	—	
	5 年 超 7 年 以 下	1,143	1,143	—		1,041	1,041	—	
	7 年 超10年 以 下	2,011	2,011	—		2,240	2,240	—	
	10 年 超	8,282	8,282	—		7,197	7,197	—	
	期限の定めのないもの	13,218	270	—		13,851	1,342	—	
残 存 期 間 別 残 高 計		121,796	13,463	2,002		119,965	13,506	701	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
5. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	平成30年度					令和元年度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	49	1	0	49	1	1	4	0	1	4
個 別 貸 倒 引 当 金	37	18	1	—	53	53	0	4	22	26

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		平成30年度						令和元年度					
		期 首 残 高	期 中 増加額	期 中 減 少 額		期 末 残 高	貸出金 償 却	期 首 残 高	期 中 増加額	期 中 減 少 額		期 末 残 高	貸出金 償 却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
国 内		37	18	1	－	53	－	53	0	4	22	26	－
	農 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	林 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	水 産 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製 造 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	鉱 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設・不動産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	電気・ガス・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	運輸・通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	金融・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	卸売・小売・ 飲 食 ・ サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	上 記 以 外	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	個 人	37	18	1	－	53	－	53	0	4	22	26	－
	業 種 別 計	37	18	1	－	53	－	53	0	4	22	26	－

(注) 当 J A では国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

項 目		平成30年度			令和元年度		
		格 付 あ り	格 付 な し	計	格 付 あ り	格 付 な し	計
信 用 リ ス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト0%	－	5,463	5,463	－	5,273	5,273
	リスク・ウェイト2%	－	－	－	－	－	－
	リスク・ウェイト4%	－	－	－	－	－	－
	リスク・ウェイト10%	－	5,152	5,152	－	5,177	5,177
	リスク・ウェイト20%	94,701	－	94,701	－	93,255	93,255
	リスク・ウェイト35%	－	2,223	2,223	－	2,112	2,112
	リスク・ウェイト50%	－	9	9	－	1	1
	リスク・ウェイト75%	－	509	509	－	467	467
	リスク・ウェイト100%	－	6,252	6,252	－	6,122	6,122
	リスク・ウェイト150%	－	2	2	－	52	52
	リスク・ウェイト200%	－	－	－			
	リスク・ウェイト250%	－	8,329	8,329			
	その他	－	－	－	－	－	－
リ ス ク ・ ウ ェ イ ト 1250%		－	－	－	－	－	－
計		94,701	27,943	122,644	－	120,812	120,812

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	適格金融 資産担保	保 証	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－
金融機関向け及び第一種 金融商品取引業者向け	－	－	－	－
法人等向け	0	137	－	91
中小企業等向け及び個人向け	1	－	2	－
抵当権住宅ローン	－	－	－	－
不動産取得等事業向け	－	－	－	－
三月以上延滞等	－	－	－	－
証券化	－	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－	－
上記以外	5	－	8	－
合 計	6	137	10	91

- (注) 1.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 2.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 3.「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 4.「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

「該当する取引はありません。」

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

「該当する取引はありません。」

7. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等又は株式等」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等又は株式等の評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

項 目	平成30年度		令和元年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非 上 場	7,551	7,551	7,551	7,551
合 計	7,551	7,551	7,551	7,551

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

平成30年度			令和元年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

「該当する取引はありません。」

- ⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）
「該当する取引はありません。」

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

項 目	平 成 30 年 度	令 和 元 年 度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	－	－
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	－	－

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針及び手続の概要

- ・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

当ＪＡは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当ＪＡは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。

また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は2.5年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）及びその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてV a Rで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提及びその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ と大きく異なる点
特段ありません。

■ 金利リスクに関する事項

IRRBB 1：金利リスク

（単位：百万円）

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
1	上方平行シフト	－	－	－	－
2	下方平行シフト	－	－	－	0
3	スティープ化	－	165		
4	フラット化	－	－		
5	短期金利上昇	－	－		
6	短期金利低下	－	－		
7	最大値	－	165	－	0
		ホ		ヘ	
		平成30年度		令和元年度	
8	自己資本の額	8,334		7,927	